全日本小学生バンドフェスティバル実施規定

平成１２年３月１７日

改定　平成１３年７月１１日　平成１８年７月５日　平成１８年１１月１７日　平成２５年３月１９日　平成２６年３月２０日

平成２７年３月２０日　平成３０年１１月１６日

（総　　則）

第１条　本大会は、各支部連盟で開催される予選に於いて選出された団体が参加して、毎年１１月に実施する。

第２条　理事会は、毎年３月末日までに、次年度の本大会について、実施会場など必要事項を決定する。

第３条　出演順序は理事会で決定する。

第４条　選出母体となる支部連盟は次のとおりとする。

北海道吹奏楽連盟	東　北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東　海吹奏楽連盟
北　陸吹奏楽連盟	関　西吹奏楽連盟
中　国吹奏楽連盟	四　国吹奏楽連盟
九　州吹奏楽連盟	

（実施方法）

第５条　前半の部と後半の部に分け、それぞれ独立した大会として実施する。

（参加規定）

第６条　参加人員は任意とする。

第７条　参加資格は同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第８条　参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

（演奏・演技）

第９条　参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第１０条　編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。

２　歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

第１１条　演奏曲は支部大会で演奏したものとする。

第１２条　著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

（注）１）作曲者の死後およそ７０年を経ていない大半の作品には、著作権が存在する。

２）編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第１３条　出演時間は７分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第１４条　出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第１５条　演奏形態は任意とする。

第１６条　服装等は任意とする。

（審査・表彰）

第１７条　審査員は理事会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則として７名とする。

２　審査方法は本大会審査内規による。

第１８条　表彰は、前半の部・後半の部ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかとする。

（支部代表）

第１９条　本大会に各支部連盟より選出する団体数は、全国大会支部代表数の設定基準に基づいて、その年度ごとに理事会で定める。

２　各支部連盟は、本大会開催日の３週間前までに支部大会を実施し、代表団体を全日吹連に報告する。

（その他）

第２０条　本大会の実施に当たって理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第２１条　本大会実行委員は、その年度ごとに選出する。

第２２条　その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第２３条　この規定は、理事会の決議により改定することができる。